公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年2月8日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)
海部郡飛島村大宝字八島 143 番	田	487

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和5年3月21日	6年	総額 10,836円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地

名古屋市中区錦三丁目3番8号 公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 鈴木 才将

- 4 農地の所有者等の情報 登記名義人(亡)佐藤すま
- 5 補償金の支払の方法 農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局(津島支局)に補償金を供託してください。
- 6 補償金の還付について 農地の所有者等は名古屋法務局(津島支局)において、補償金の還付を受けることができる。